

令和7年度 ごみ収集カレンダー

松阪市三雲管内

A地区 (町名)

◆米ノ庄地区

久米町・市場庄町・中ノ庄町・上ノ庄町

◆天白地区

曾原町・中林町・中道町・小津町
喜多村新田町

- ・ごみは地域で決められた集積所に、分別して収集日の当日午前8時までに出してください。
- ・資源物は拠点収集となりますので、場所、時間は自治会等で確認してください。
※実施していない自治会もありますので確認してください。
- ・暴風、大雨、大雪警報等により収集に行けない場合は、自治会に連絡します。収集は次回となる場合もありますのでご協力をお願いします。
- ・ごみの分け方・出し方については「ごみ分別ガイドブック」で確認をして出してください。

ごみの収集に関すること(三雲管内)▶三雲地域振興局地域住民課 TEL56-7909

お近くのごみ集積所へ出すもの

可燃 もやし しかない ごみ 不燃 もえない ごみ スラ容 プラスチック 容器・袋

※自治会で決めた拠点で出すもの

資源 新聞紙・雑誌・雑紙・ダンボール・牛乳パック・古着類・白色トレー
飲食用アルミ缶・ペットボトル・空ビン・蛍光管・危険ごみ(乾電池
スプレー缶・カセットボンベ・ガスライター)・充電式小型家電

令和7年

※松阪市クリーンセンターでは、第3日曜日(12月は第2日曜日)に、ごみの受付業務を行います。カレンダーにある★印が対象日です(ただし、ごみの収集業務は行いません)。

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1 プラ容	2	3 可燃	4	5
6	7 可燃	8 プラ容	9 ※資源	10 可燃	11 不燃	12
13	14 可燃	15 プラ容	16	17 可燃	18	19
20	21 ★可燃	22 プラ容	23	24 可燃	25 不燃	26
27	28 可燃	29	30			

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1 可燃	2	3
4	5 可燃	6	7	8 可燃	9 不燃	10
11	12 可燃	13 プラ容	14 ※資源	15 可燃	16	17
18	19 ★可燃	20 プラ容	21	22 可燃	23 不燃	24
25	26 可燃	27 プラ容	28	29 可燃	30	31

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可燃	3 プラ容	4	5 可燃	6	7
8	9 可燃	10 プラ容	11 ※資源	12 可燃	13 不燃	14
15	16 ★可燃	17 プラ容	18	19 可燃	20	21
22	23 可燃	24 プラ容	25	26 可燃	27 不燃	28
29	30 可燃					

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1 プラ容	2	3 可燃	4	5
6	7 可燃	8 プラ容	9 ※資源	10 可燃	11 不燃	12
13	14 可燃	15 プラ容	16	17 可燃	18	19
20	21 ★可燃	22 プラ容	23	24 可燃	25 不燃	26
27	28 可燃	29 プラ容	30	31 可燃		

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 可燃	5 プラ容	6	7 可燃	8 不燃	9
10	11 可燃	12 プラ容	13 ※資源	14 可燃	15	16
17	18 ★可燃	19 プラ容	20	21 可燃	22 不燃	23
24	25 可燃	26 プラ容	27	28 可燃	29	30
31						

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2 プラ容	3	4 可燃	5	6
7	8 可燃	9 プラ容	10 ※資源	11 可燃	12 不燃	13
14	15 可燃	16 プラ容	17	18 可燃	19	20
21	22 ★可燃	23	24	25 可燃	26 不燃	27
28	29 可燃	30 プラ容				

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 可燃	3	4
5	6 可燃	7 プラ容	8 ※資源	9 可燃	10 不燃	11
12	13 可燃	14 プラ容	15	16 可燃	17	18
19	20 ★可燃	21 プラ容	22	23 可燃	24 不燃	25
26	27 可燃	28 プラ容	29	30 可燃	31	

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 可燃	4 プラ容	5	6 可燃	7	8
9	10 可燃	11 プラ容	12 ※資源	13 可燃	14 不燃	15
16	17 ★可燃	18 プラ容	19	20 可燃	21	22
23	24 可燃	25 プラ容	26	27 可燃	28 不燃	29
30						

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2 プラ容	3	4 可燃	5	6
7	8 可燃	9 プラ容	10 ※資源	11 可燃	12 不燃	13
14	15 ★可燃	16 プラ容	17	18 可燃	19	20
21	22 可燃	23 プラ容	24	25 可燃	26 不燃	27
28	29 可燃	30	31			

令和8年

1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 可燃	6 プラ容	7	8 可燃	9 不燃	10
11	12 可燃	13 プラ容	14 ※資源	15 可燃	16	17
18	19 ★可燃	20 プラ容	21	22 可燃	23 不燃	24
25	26 可燃	27 プラ容	28	29 可燃	30	31

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可燃	3 プラ容	4 ※資源	5 可燃	6	7
8	9 可燃	10 プラ容	11	12 可燃	13 不燃	14
15	16 ★可燃	17 プラ容	18	19 可燃	20	21
22	23 可燃	24 プラ容	25	26 可燃	27 不燃	28

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可燃	3 プラ容	4	5 可燃	6	7
8	9 可燃	10 プラ容	11 ※資源	12 可燃	13 不燃	14
15	16 ★可燃	17 プラ容	18	19 可燃	20	21
22	23 可燃	24 プラ容	25	26 可燃	27 不燃	28
29	30 可燃	31 プラ容				

○事業にともなう一般廃棄物は、松阪市が許可している業者に依頼するか、または自己搬入してください。○産業廃棄物は、松阪市では受入・処理できません。令和7年3月発行

※藍の縞模様は、伝統工芸品の「松阪木綿」柄です。